

令 0 5 原機（大安） 0 8 5
令 和 6 年 1 月 5 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理 事 長 小 口 正 範 （公印省略）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）
核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請の補正について

令和 5 年 9 月 2 9 日付け令 0 5 原機（大安） 0 5 4 をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書を別紙のとおり補正いたします。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）
核燃料物質使用施設等保安規定の補正

1. 補正の内容

令和5年9月29日付け令05原機（大安）054をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書を一部補正する。既に認可を受けている保安規定に対し、一部補正を含めた変更の内容を別添に示す。

2. 補正の理由

- (1) 第3条「定義」について、燃料デブリの定義を新たに追加するため。
- (2) 第71条「核燃料物質の取扱計画及び報告」、第72条「核燃料物質の管理」、第73条「臨界管理」、第74条の2「核燃料物質の加熱に伴う安全対策」及び第75条「核燃料物質の保管」について、主語を明確化するため。
- (3) 第71条「核燃料物質の取扱計画及び報告」、第72条「核燃料物質の管理」、第74条の2「核燃料物質の加熱に伴う安全対策」及び第75条「核燃料物質の保管」について、条文見出しの核燃料物質に「等」を追加し、汚染物試料の取扱いを明確化するため。
- (4) 第71条「核燃料物質の取扱計画及び報告」、第72条「核燃料物質の管理」、第73条「臨界管理」及び第74条の2「核燃料物質の加熱に伴う安全対策」について、汚染物試料の取扱いを核燃料物質と同様にすることを明確化するため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。ただし、変更後の第54条、第56条、第57条、別表第1、別表第36の（1）、別表第41については、使用前確認証の交付を受けた日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（南地区）
核燃料物質使用施設等保安規定

新旧対照表
(現行－補正後)

令和6年1月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第1編 総則</p>	<p>第1編 総則</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第1編 総則 第1条 ～ 第2条 （省略）</p> <p>（定義） 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用用員及び臨時用員等の機構と雇用関係にある者、並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員をいう。</p> <p>(2) 「センター長」とは、大洗研究所に属するセンター長をいう。</p> <p>(3) 「部長」とは、大洗研究所に属する部長及び原子力施設検査室長をいう。</p> <p>(4) 「施設管理統括者」とは、使用施設等を統括する部長をいう。</p> <p>(5) 「施設管理者」とは、使用施設等を管理する課長をいい、別表第2に掲げる者とする。</p> <p>(6) 「管理区域管理者」とは、使用施設等の管理区域を管理する課長をいい、別表第3に掲げる者とする。ただし、管理区域管理者と施設管理者が同じ場合は、施設管理者と読み替えることができる。</p> <p>(7) 「放射線業務従事者」とは、核燃料物質等の使用、廃棄、運搬、保管又はこれに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(8) 「一時立入者」とは、見学、視察等の目的で放射線作業以外の業務のため、一時的に管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(9) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。</p> <p>(10) 「核燃料物質等の取扱い」とは核燃料物質等の使用、運搬、貯蔵、廃棄又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(11) 「放射線管理」とは、使用施設等に関する放射線による障害を防止するため行う対策をいう。</p> <p>(12) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(13) 「廃棄物の仕掛品」とは、使用施設等で発生した固体状の核燃料物質等で保管廃棄施設に保管する前段階の物であって、これから廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(14) 「放射性廃棄物等」とは、放射性廃棄物又は廃棄物の仕掛品をいう。</p> <p>(15) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(16) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、使用施設等において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行うことが困難な事態であり、別表第4に掲げる事態をいう。</p> <p>(17) 「緊急作業」とは、使用施設等の非常事態において行う、事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(18) 「品質マネジメント」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。</p> <p>(19) 「保安活動」とは、使用施設等の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(20) 「保全活動」とは、保安活動のうち、使用施設等の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(21) 「事業者検査」とは、法第55条の2第1項に基づき事業者が行う使用前検査（溶接検査を含む。以下「使用前事業者検査」という。）及び法第56条の3第1項第1号の定めにより核燃料使用規則第2条の11の7第1項第4号ニに基づき事業者が行う施設管理に関する定期的な検査（以下「定期事業者検査」という。）をいう。</p>	<p>第1編 総則 第1条 ～ 第2条 （変更なし）</p> <p>（定義） 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用用員及び臨時用員等の機構と雇用関係にある者、並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員をいう。</p> <p>(2) 「センター長」とは、大洗研究所に属するセンター長をいう。</p> <p>(3) 「部長」とは、大洗研究所に属する部長及び原子力施設検査室長をいう。</p> <p>(4) 「施設管理統括者」とは、使用施設等を統括する部長をいう。</p> <p>(5) 「施設管理者」とは、使用施設等を管理する課長をいい、別表第2に掲げる者とする。</p> <p>(6) 「管理区域管理者」とは、使用施設等の管理区域を管理する課長をいい、別表第3に掲げる者とする。ただし、管理区域管理者と施設管理者が同じ場合は、施設管理者と読み替えることができる。</p> <p>(7) 「放射線業務従事者」とは、核燃料物質等の使用、廃棄、運搬、保管又はこれに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(8) 「一時立入者」とは、見学、視察等の目的で放射線作業以外の業務のため、一時的に管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(9) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。</p> <p>(10) 「核燃料物質等の取扱い」とは核燃料物質等の使用、運搬、貯蔵、廃棄又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(11) 「放射線管理」とは、使用施設等に関する放射線による障害を防止するため行う対策をいう。</p> <p>(12) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(13) 「廃棄物の仕掛品」とは、使用施設等で発生した固体状の核燃料物質等で保管廃棄施設に保管する前段階の物であって、これから廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(14) 「放射性廃棄物等」とは、放射性廃棄物又は廃棄物の仕掛品をいう。</p> <p>(15) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(16) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、使用施設等において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行うことが困難な事態であり、別表第4に掲げる事態をいう。</p> <p>(17) 「緊急作業」とは、使用施設等の非常事態において行う、事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(18) 「品質マネジメント」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。</p> <p>(19) 「保安活動」とは、使用施設等の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(20) 「保全活動」とは、保安活動のうち、使用施設等の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(21) 「事業者検査」とは、法第55条の2第1項に基づき事業者が行う使用前検査（溶接検査を含む。以下「使用前事業者検査」という。）及び法第56条の3第1項第1号の定めにより核燃料使用規則第2条の11の7第1項第4号ニに基づき事業者が行う施設管理に関する定期的な検査（以下「定期事業者検査」という。）をいう。</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>(22) 「施設管理方針」とは、使用施設等が法第52条第1項又は第55条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「使用施設等の技術基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第11号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。</p> <p>(23) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、使用施設等ごとの施設管理の目標（施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。</p> <p>(24) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、使用施設等ごとに策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。</p> <p>① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項</p> <p>② 使用施設等の設計及び工事に関する事項</p> <p>③ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関する事項</p> <p>④ 使用施設等の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関する事項</p> <p>⑤ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項</p> <p>⑥ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項</p> <p>⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項</p> <p>⑧ 使用施設等の施設管理に係る記録に関する事項</p> <p>(25) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の工事の方法及び時期に関する事項並びに使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</p> <p>(26) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</p>	<p>(22) 「施設管理方針」とは、使用施設等が法第52条第1項又は第55条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「使用施設等の技術基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第11号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。</p> <p>(23) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、使用施設等ごとの施設管理の目標（施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。</p> <p>(24) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、使用施設等ごとに策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。</p> <p>① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項</p> <p>② 使用施設等の設計及び工事に関する事項</p> <p>③ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関する事項</p> <p>④ 使用施設等の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関する事項</p> <p>⑤ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項</p> <p>⑥ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項</p> <p>⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項</p> <p>⑧ 使用施設等の施設管理に係る記録に関する事項</p> <p>(25) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の工事の方法及び時期に関する事項並びに使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</p> <p>(26) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</p> <p><u>(27) 「燃料デブリ」とは、原子炉内で溶融した燃料成分が構造材を巻き込みながら固化した物をいう。燃料デブリには燃料成分が含まれるため、核燃料物質として取り扱う。</u></p> <p><u>(28) 「1F燃料デブリ」とは、福島第一原子力発電所内で採取した燃料デブリをいう。</u></p> <p><u>(29) 「汚染物試料」とは、核燃料物質によって汚染された物のうち、試験に供する物（福島第一原子力発電所内で採取した核燃料物質によって汚染された物（コンクリート、金属材料、有機材料、汚染水（地下水や雨水などが福島第一原子力発電所建屋内の放射性物質に触れることや、燃料デブリを冷却した後の水が福島第一原子力発電所建屋内に滞留することにより発生する水））及びその他核燃料物質によって汚染された物を含む。）をいう。</u></p>	<p>用語の定義の追加 (以下、同じ。)</p>
<p>第3条の2 ～ 第30条（省略）</p>	<p>第3条の2 ～ 第30条（変更なし）</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<h2>第2編 放射線管理</h2>	<h2>第2編 放射線管理</h2>	

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線は変更部分、二重下線は補正部分）

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
第2編 放射線管理 第31条 ～ 第50条 （省略）	第2編 放射線管理 第31条 ～ 第50条 （変更なし）	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p data-bbox="311 722 1190 1003">第3編 核燃料物質等の運搬 及び放射性廃棄物等 の管理</p>	<p data-bbox="1567 722 2445 1003">第3編 核燃料物質等の運搬 及び放射性廃棄物等 の管理</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理</p> <p>（周辺監視区域内運搬）</p> <p>第51条 周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬（周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。）する課長（以下「内運搬担当課長」という。）は、あらかじめ運搬計画を作成し、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに当該部長の承認を受ける。ただし、運搬する核燃料物質等の量が、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）第3条に定める量を超えない場合は、運搬計画の作成を要しない。</p> <p>2 内運搬担当課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 核燃料物質の運搬にあたっては、いかなる場合においても、臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 核燃料物質等を収納した容器（以下「運搬物」という。）の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(3) 核燃料物質等は、同一の運搬機器に危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 核燃料物質等の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>(5) 運搬物の運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の接近を制限すること。</p> <p>(6) 車両により運搬物を運搬する場合は、運搬車両の走行制限速度を遵守するとともに、核物質防護上必要と認める場合は、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のための監督を行わせること。</p> <p>(8) 運搬物及びこれを運搬する車両の適当な箇所に法令で定める標識を取り付けること。</p> <p>3 搬出元の課長は、運搬物を管理区域外へ搬出するときは、次の各号に掲げる事項について、放射線管理第1課長の確認を得る。</p> <p>(1) 運搬物の表面密度が、別表第27に定める値を超えないこと。</p> <p>(2) 運搬物、車両等に係る線量当量率が、別表第28に定める値を超えないこと。</p> <p>4 内運搬担当課長は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が発生した場合には、付近の交通を遮断する等の必要な応急措置を講じるとともに、第21条に準じて直ちに通報する。</p> <p>第52条 ～ 第53条の3 （省略）</p> <p>（液体廃棄物の容器による廃棄）</p> <p>第54条 作業担当課長は、液体廃棄物を容器により廃棄する場合は、水溶液と有機溶液とに区分し、別表第31により分類し、それぞれ所定の容器に入れ、かつ有害な化学反応を起こさないような措置を講じる。また、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示する。</p> <p>2 管理区域管理者は、前項の容器を確認し、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>3 液体廃棄物中のアルファ放射性物質濃度が別表第31における基準以上の場合は、WDFについては環境技術課長が廃液処理装置により、FMFについては高速炉第1課長がJWTFの廃棄物処</p>	<p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理</p> <p>（周辺監視区域内運搬）</p> <p>第51条 周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬（周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。）する課長（以下「内運搬担当課長」という。）は、あらかじめ運搬計画を作成し、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに当該部長の承認を受ける。ただし、運搬する核燃料物質等の量が、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）第3条に定める量を超えない場合は、運搬計画の作成を要しない。</p> <p>2 内運搬担当課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 核燃料物質の運搬にあたっては、いかなる場合においても、臨界に達するおそれがないように行うこと。<u>また、AGF及びFMFにおける汚染物試料の運搬にあたっては、いかなる場合においても、臨界に達するおそれがないように行うこと。</u></p> <p>(2) 核燃料物質等を収納した容器（以下「運搬物」という。）の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(3) 核燃料物質等は、同一の運搬機器に危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 核燃料物質等の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>(5) 運搬物の運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の接近を制限すること。</p> <p>(6) 車両により運搬物を運搬する場合は、運搬車両の走行制限速度を遵守するとともに、核物質防護上必要と認める場合は、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のための監督を行わせること。</p> <p>(8) 運搬物及びこれを運搬する車両の適当な箇所に法令で定める標識を取り付けること。</p> <p>3 搬出元の課長は、運搬物を管理区域外へ搬出するときは、次の各号に掲げる事項について、放射線管理第1課長の確認を得る。</p> <p>(1) 運搬物の表面密度が、別表第27に定める値を超えないこと。</p> <p>(2) 運搬物、車両等に係る線量当量率が、別表第28に定める値を超えないこと。</p> <p>4 内運搬担当課長は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が発生した場合には、付近の交通を遮断する等の必要な応急措置を講じるとともに、第21条に準じて直ちに通報する。</p> <p>第52条 ～ 第53条の3 （変更なし）</p> <p>（液体廃棄物の容器による廃棄）</p> <p>第54条 作業担当課長は、液体廃棄物を容器により廃棄する場合は、水溶液と有機溶液とに区分し、別表第31により分類し、それぞれ所定の容器に入れ、かつ有害な化学反応を起こさないような措置を講じる。また、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示する。</p> <p>2 管理区域管理者は、前項の容器を確認し、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>3 液体廃棄物中のアルファ放射性物質濃度が別表第31における基準以上の場合は、WDFについては環境技術課長が廃液処理装置により、FMFについては高速炉第1課長がJWTFの廃棄物処</p>	<p>汚染物試料の運搬に係る記載を追加</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>理設備により、<u>AGF</u>については燃料試験課長が廃液処理装置によりそれぞれ処理する。</p> <p>第55条（省略）</p> <p>（廃液タンクの液体廃棄物の廃棄）</p> <p>第56条 管理区域管理者は、第54条に定める以外の液体廃棄物を廃棄する場合は、発生元ごとに別表第32に掲げる区分に従って廃液タンクに貯留し、一般排水溝に排出することができない液体廃棄物については保管したのち、廃液輸送管によりJWTF又は大洗研究所の廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」という。）に移送する。また、廃液輸送管で移送することができない場合には、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>なお、廃液タンクに貯留した液体廃棄物をJWTFへ移送するときは、WDFからは専用の廃液運搬車を使用し、FMFからは廃液輸送管を使用する。</p> <p>2 管理区域管理者は、臨界管理上有意な量の核燃料物質を含む液体廃棄物を移送してはならない。</p> <p>3 高速炉第1課長は、液体廃棄物をJWTFに受け入れる場合は、液体廃棄物A受入タンク又は液体廃棄物B受入タンクに受入れ、別表第31に掲げる液体廃棄物Aの放射性物質濃度基準を超えるものについては、廃棄物処理設備により蒸発濃縮処理、固化処理等を行う。</p> <p>4 液体廃棄物中のアルファ放射性物質濃度が別表第31における基準以上の場合、WDFについては環境技術課長が廃液処理装置により、FMFについては高速炉第1課長がJWTFの廃棄物処理設備により、<u>AGF</u>については燃料試験課長が廃液処理装置によりそれぞれ処理する。</p> <p>5 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出する場合は、放射線管理第1課長の承認を得る。</p> <p>6 放射線管理第1課長は、前項に基づき承認を求められたときは、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 液体廃棄物の放射性物質の濃度を測定し、その濃度が線量告示に定める周辺監視区域の境界における水中の濃度限度以下、又は一般排水溝において希釈されることによって、一般排水溝出口における水中の放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度以下になること。</p> <p>(2) 一般排水溝に排出する液体廃棄物に含まれる放射性物質について、別表第33に掲げる放出管理目標値を超えないこと。</p> <p>7 管理区域管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第33に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</p> <p>8 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出した場合は、液体廃棄物の量、主な核種、排出日時を環境監視線量計測課長及び放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>（廃液処理装置による液体廃棄物の処理）</p> <p>第57条 <u>燃料試験課長は、AGFにおいて廃液処理装置を用いて液体廃棄物を処理する場合は、石膏等で固化し、固体廃棄物として処置する。</u></p> <p><u>2</u> 環境技術課長は、WDFにおいて廃液処理装置を用いて液体廃棄物を処理する場合は、次の各号に掲げるところにより行う。</p> <p>(1) WDFから発生する液体廃棄物をアルファ廃液、液体廃棄物A及び放出前廃液に区分し、アルファ廃液においては廃液フィルタでろ過したのち、別表第32に掲げるアルファ廃液貯槽に貯</p>	<p>理設備によりそれぞれ処理する。</p> <p>第55条（変更なし）</p> <p>（廃液タンクの液体廃棄物の廃棄）</p> <p>第56条 管理区域管理者は、第54条に定める以外の液体廃棄物を廃棄する場合は、発生元ごとに別表第32に掲げる区分に従って廃液タンクに貯留し、一般排水溝に排出することができない液体廃棄物については保管したのち、廃液輸送管によりJWTF又は大洗研究所の廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」という。）に移送する。また、廃液輸送管で移送することができない場合には、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>なお、廃液タンクに貯留した液体廃棄物をJWTFへ移送するときは、WDFからは専用の廃液運搬車を使用し、FMFからは廃液輸送管を使用する。</p> <p>2 管理区域管理者は、臨界管理上有意な量の核燃料物質を含む液体廃棄物を移送してはならない。</p> <p>3 高速炉第1課長は、液体廃棄物をJWTFに受け入れる場合は、液体廃棄物A受入タンク又は液体廃棄物B受入タンクに受入れ、別表第31に掲げる液体廃棄物Aの放射性物質濃度基準を超えるものについては、廃棄物処理設備により蒸発濃縮処理、固化処理等を行う。</p> <p>4 液体廃棄物中のアルファ放射性物質濃度が別表第31における基準以上の場合、WDFについては環境技術課長が廃液処理装置により、FMFについては高速炉第1課長がJWTFの廃棄物処理設備によりそれぞれ処理する。</p> <p>5 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出する場合は、放射線管理第1課長の承認を得る。</p> <p>6 放射線管理第1課長は、前項に基づき承認を求められたときは、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 液体廃棄物の放射性物質の濃度を測定し、その濃度が線量告示に定める周辺監視区域の境界における水中の濃度限度以下、又は一般排水溝において希釈されることによって、一般排水溝出口における水中の放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域の外側の境界における水中の濃度限度以下になること。</p> <p>(2) 一般排水溝に排出する液体廃棄物に含まれる放射性物質について、別表第33に掲げる放出管理目標値を超えないこと。</p> <p>7 管理区域管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第33に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</p> <p>8 管理区域管理者は、液体廃棄物を一般排水溝に排出した場合は、液体廃棄物の量、主な核種、排出日時を環境監視線量計測課長及び放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>（廃液処理装置による液体廃棄物の処理）</p> <p>第57条</p> <p>環境技術課長は、WDFにおいて廃液処理装置を用いて液体廃棄物を処理する場合は、次の各号に掲げるところにより行う。</p> <p>(1) WDFから発生する液体廃棄物をアルファ廃液、液体廃棄物A及び放出前廃液に区分し、アルファ廃液においては廃液フィルタでろ過したのち、別表第32に掲げるアルファ廃液貯槽に貯</p>	<p>廃液処理装置の使用終了に伴う記載の削除（以下、同じ。）</p> <p>項の繰上げ</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>貯留する。</p> <p>(2) アルファ廃液中のアルファ放射性物質濃度が$0.01\text{Bq}/\text{cm}^3$以上の場合又はベータ・ガンマ放射性物質濃度が$3.7 \times 10^3\text{Bq}/\text{cm}^3$以上の場合、濃縮処理を行い、濃縮液は固化し、固体廃棄物として処理する。</p> <p>第58条 ～ 第64条（省略）</p>	<p>留する。</p> <p>(2) アルファ廃液中のアルファ放射性物質濃度が$0.01\text{Bq}/\text{cm}^3$以上の場合又はベータ・ガンマ放射性物質濃度が$3.7 \times 10^3\text{Bq}/\text{cm}^3$以上の場合、濃縮処理を行い、濃縮液は固化し、固体廃棄物として処理する。</p> <p>第58条 ～ 第64条（変更なし）</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第4編 施設管理</p>	<p>第4編 施設管理</p>	

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>第4編 施設管理 第65条～第66条（省略）</p> <p>（セル等の操作管理）</p> <p>第67条 施設管理者は、セル、アイソレーションボックス、ホール及びグローブボックス等（以下「セル等」という。）において、核燃料物質等を取扱うときは、以下の事項を遵守し、作業の安全を確保する。</p> <p>(1) セルの内部の線量当量率が1 mSv/hに達したとき、セルの遮へい扉のインターロックが作動するように設定する。ただし、除染、点検等特に必要なときは、放射線防護の措置を施したうえで、線量当量率が10 mSv/hに達するまで作動しないよう設定することができる。</p> <p>(2) 別表第36第2欄「負圧設定値」に従い、セル等の内部を負圧状態に維持する。ただし、セル等が次の一に該当し、汚染拡大の防止に必要な措置を講じ、放射線管理第1課長の承認が得られたときはこの限りでない。</p> <p>イ 固体廃棄物の搬出又は核燃料物質若しくは物品の搬出入 ロ 内部の除染又は内装設備等の保守 ハ 計画的な停電作業及び第78条の5に定める保全活動 ニ 第80条に定める修理及び改造</p> <p>2 施設管理者は、セル等の負圧状態が正常であることを確認したのちに、放射線業務従事者にセル等の操作を開始させる。</p> <p>3 施設管理者は、空気雰囲気セル等の内部において、原則的にナトリウム、特殊引火物及び水素ガスを使用してはならない。ただし、AGFの焼結炉の使用に際し、炉体内部を真空にしたのちに5%水素-95%アルゴン混合ガスを使用する際はこの限りでない。その他の場合は、火災・爆発に係る安全性について事前評価を行い、窒素ガス置換あるいは持込量制限等の安全対策を講じたうえで使用する。</p> <p>4 セル等において火災が発生した場合は、放射線業務従事者は、別表第37に定める消火設備等により消火を行うとともに、施設管理者は必要と判断するときは、セル等の給気の停止措置を講じる。</p> <p>5 施設管理者は、放射線業務従事者がセル等の操作が終了したときは、セル等の負圧状態が正常であることを確認する。</p> <p>第68条～第70条（省略）</p>	<p>第4編 施設管理 第65条～第66条（変更なし）</p> <p>（セル等の操作管理）</p> <p>第67条 施設管理者は、セル、アイソレーションボックス、ホール及びグローブボックス等（以下「セル等」という。）において、核燃料物質等を取扱うときは、以下の事項を遵守し、作業の安全を確保する。</p> <p>(1) セルの内部の線量当量率が1 mSv/hに達したとき、セルの遮蔽扉のインターロックが作動するように設定する。ただし、除染、点検等特に必要なときは、放射線防護の措置を施したうえで、線量当量率が10 mSv/hに達するまで作動しないよう設定することができる。</p> <p>(2) 別表第36第2欄「負圧設定値」に従い、セル等の内部を負圧状態に維持する。ただし、セル等が次の一に該当し、汚染拡大の防止に必要な措置を講じ、放射線管理第1課長の承認が得られたときはこの限りでない。</p> <p>イ 固体廃棄物の搬出又は核燃料物質若しくは物品の搬出入 ロ 内部の除染又は内装設備等の保守 ハ 計画的な停電作業及び第78条の5に定める保全活動 ニ 第80条に定める修理及び改造</p> <p>2 施設管理者は、セル等の負圧状態が正常であることを確認したのちに、放射線業務従事者にセル等の操作を開始させる。</p> <p>3 施設管理者は、空気雰囲気セル等の内部において、原則的にナトリウム、特殊引火物及び水素ガスを使用してはならない。ただし、AGFの焼結炉の使用に際し、炉体内部を真空にしたのちに5%水素-95%アルゴン混合ガスを使用する際はこの限りでない。その他の場合は、火災・爆発に係る安全性について事前評価を行い、窒素ガス置換あるいは持込量制限等の安全対策を講じたうえで使用する。</p> <p>4 セル等において火災が発生した場合は、放射線業務従事者は、別表第37に定める消火設備等により消火を行うとともに、施設管理者は必要と判断するときは、セル等の給気の停止措置を講じる。</p> <p>5 施設管理者は、放射線業務従事者がセル等の操作が終了したときは、セル等の負圧状態が正常であることを確認する。</p> <p>第68条～第70条（変更なし）</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>（核燃料物質の取扱計画及び報告）</p> <p>第71条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質を取り扱おうとするとき（運搬を除く。）は、取扱目的、期間、方法（通常取扱条件と異なる取扱いを計画する場合は、その取扱条件等を含む。また、使用を終了した核燃料物質の保管に関する事項及び核燃料物質の処理が必要な場合は、その処理に関する事項（処理方法及び期間）を含む。）、取扱場所並びに取り扱う核燃料物質に関し、種類、物理的形状、燃焼度及び区分別（濃縮度別を含む。）の数量及び安全上の評価を明らかにした取扱計画を立てる。</p> <p>2 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、前項に定める取扱計画について、施設管理統括者の承認並びに核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも同</p>	<p>（核燃料物質等の取扱計画及び報告）</p> <p>第71条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質を取り扱おうとするとき（運搬を除く。）は、取扱目的、期間、方法（通常取扱条件と異なる取扱いを計画する場合は、その取扱条件等を含む。また、使用を終了した核燃料物質の保管に関する事項及び核燃料物質の処理が必要な場合は、その処理に関する事項（処理方法及び期間）を含む。）、取扱場所並びに取り扱う核燃料物質に関し、種類、物理的形状、燃焼度及び区分別（濃縮度別を含む。）の数量及び安全上の評価を明らかにした取扱計画を立てる。</p> <p>2 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、前項に定める取扱計画について、施設管理統括者の承認並びに核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様</p>	<p>記載の適正化</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>様とする。</p> <p>3 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、第1項の取扱計画に係る核燃料物質の取扱いを終えたときは、その旨を、施設管理統括者及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>（核燃料物質の管理）</p> <p>第72条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、使用施設等に核燃料物質を受け入れるときは、第73条に定める臨界管理を行うとともに、次の各号に掲げる量を超えないようにする。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が、別表第39に定める年間予定使用量のうち最大存在量を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に取扱う核燃料物質量の和が、別表第39に定める年間予定使用量のうち延べ取扱量を超えないこと。</p> <p>(3) AGF及びFMFにおいて福島第一原子力発電所内で採取した燃料デブリ（以下「1F燃料デブリ」という。）を受け入れる場合は、別表第39.1に定める1F燃料デブリの年間予定使用量を超えないこと。</p> <p>2 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じた場合は、速やかに施設管理統括者に報告する。</p> <p>3 前項の報告を受けた施設管理統括者は、速やかに所長、核燃料取扱主務者及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>（臨界管理）</p> <p>第73条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質の使用、保管及び運搬を行うときは、いかなる場合においても臨界に達しないようにする。</p> <p>2 核燃料物質の使用及び保管に係る臨界管理は、管理する区域を設定し、質量管理によりこれを行う。ただし、FMFの除染セル、クリーンセル、第2除染セルにおける取扱い及び集合体キャスクによる移送においては、質量管理及び形状管理によりこれを行う。質量管理に係る取扱制限量は、それぞれ別表第40のとおりとする。</p> <p>3 AGF、FMF及びIRAFへ施設外より核燃料物質を受け入れるときは、次の各号により臨界管理を行う。</p> <p>(1) IRAFにおいて、計量管理を担当する者は、受入れ後の施設全体の在庫量が取扱制限量以下であることを電算機により事前に確認するとともに、移動状況について現場確認を行う。</p> <p>(2) AGF及びFMFにおいて、計量管理を担当する者は、別表第40に掲げる受け入れる取扱区域における受入れ後の在庫量が取扱制限量以下であることを電算機により事前に確認するとともに、移動状況について現場確認を行う。</p> <p>4 AGF及びFMF内において、別表第40に掲げる取扱区域間で核燃料物質を移動するときは、</p>	<p>とする。</p> <p>3 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、第1項の取扱計画に係る核燃料物質の取扱いを終えたときは、その旨を、施設管理統括者及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p><u>4 AGF及びFMFの施設管理者は、汚染物試料を取り扱おうとするとき（運搬を除く。）は、前3項を準用する。</u></p> <p>（核燃料物質等の管理）</p> <p>第72条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、使用施設等に核燃料物質を受け入れるときは、第73条に定める臨界管理を行うとともに、次の各号に掲げる量を超えないようにする。<u>また、AGF及びFMFの施設管理者は、汚染物試料を受け入れるときは、核燃料物質と同様に第73条に定める臨界管理を行うとともに、次の各号に掲げる量を超えないようにする。</u></p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が、別表第39に定める年間予定使用量のうち最大存在量を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に取扱う核燃料物質量の和が、別表第39に定める年間予定使用量のうち延べ取扱量を超えないこと。</p> <p>(3) AGF及びFMFにおいて1F燃料デブリを受け入れる場合は、別表第39.1に定める1F燃料デブリの年間予定使用量を超えないこと。</p> <p>2 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じた場合は、速やかに施設管理統括者に報告する。</p> <p>3 前項の報告を受けた施設管理統括者は、速やかに所長、核燃料取扱主務者及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>（臨界管理）</p> <p>第73条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質の使用、保管及び運搬を行うときは、いかなる場合においても臨界に達しないようにする。<u>また、AGF及びFMFの施設管理者は、汚染物試料の使用、保管及び運搬を行うときは、核燃料物質と同様にいかなる場合においても臨界に達しないようにする。</u></p> <p>2 核燃料物質の使用及び保管に係る臨界管理は、管理する区域を設定し、質量管理によりこれを行う。ただし、FMFの除染セル、クリーンセル、第2除染セルにおける取扱い及び集合体キャスクによる移送においては、質量管理及び形状管理によりこれを行う。質量管理に係る取扱制限量は、それぞれ別表第40のとおりとする。<u>また、AGF及びFMFにおける汚染物試料の使用及び保管に係る臨界管理は、核燃料物質と同様に管理する区域を設定し、質量管理によりこれを行う。</u></p> <p>3 AGF、FMF及びIRAFへ施設外より核燃料物質を受け入れるときは、次の各号により臨界管理を行う。<u>また、AGF及びFMFにおいて、汚染物試料を受け入れるときは、核燃料物質と同様に次の第2号により臨界管理を行う。</u></p> <p>(1) IRAFにおいて、計量管理を担当する者は、受入れ後の施設全体の在庫量が取扱制限量以下であることを電算機により事前に確認するとともに、移動状況について現場確認を行う。</p> <p>(2) AGF及びFMFにおいて、計量管理を担当する者は、別表第40に掲げる受け入れる取扱区域における受入れ後の在庫量が取扱制限量以下であることを電算機により事前に確認するとともに、移動状況について現場確認を行う。</p> <p>4 AGF及びFMF内において、別表第40に掲げる取扱区域間で核燃料物質を移動するときは、</p>	<p>汚染物試料の取扱計画に係る記載の追加 記載の適正化</p> <p>汚染物試料の臨界管理に係る記載の追加</p> <p>記載の適正化 （1F燃料デブリの定義の記載を第3条に移動）</p> <p>汚染物試料の臨界管理に係る記載の追加（以下、同じ。）</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
<p>次の各号により臨界管理を行う。</p> <p>(1) 計量管理を担当する者は、受入れ先の取扱区域における移動後の在庫量が取扱制限量以下であることを電算機により事前に確認する。</p> <p>(2) 計量管理を担当する者は、移動状況及び形状管理状況について現場確認を行う。</p> <p>第74条（省略）</p> <p>（1F燃料デブリの加熱に伴う安全対策）</p> <p>第74条の2 燃料試験課長は、<u>1F燃料デブリの試料調製及び分析試料の蒸発乾固処理において溶液を加熱するため、加熱作業においては人による常時監視及び万一の火災に備えた消火剤の配置を行い安全を確保する。</u></p> <p>（核燃料物質の保管）</p> <p>第75条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質を保管する場合は、貯蔵施設において、これを行い、次の各号に掲げる管理を行う。</p> <p>(1) 貯蔵施設の目につきやすい場所に、核燃料物質の保管上の注意事項を掲示する。</p> <p>(2) 貯蔵施設に施錠する。ただし、セル内の貯蔵施設については、セルの扉に施錠する。</p> <p>2 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、第3条の3に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づき核燃料物質の貯蔵の記録（使用履歴を含む。）を作成し、管理する。</p> <p>3 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、第3条の3に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づき核燃料物質を貯蔵した容器の定期点検を行う。</p> <p>（汚染された物品の保管）</p> <p>第76条 管理区域内において核燃料物質によって汚染された物を保管する者は、当該物品をあらかじめ施設管理者が指定する場所において保管するとともに、物品名、担当課長名等を表示する。</p> <p>第77条 ～ 第82条（省略）</p>	<p>次の各号により臨界管理を行う。<u>また、別表第40に掲げる取扱区域間で汚染物試料を移動するときは、核燃料物質と同様に次の各号により臨界管理を行う。</u></p> <p>(1) 計量管理を担当する者は、受入れ先の取扱区域における移動後の在庫量が取扱制限量以下であることを電算機により事前に確認する。</p> <p>(2) 計量管理を担当する者は、移動状況及び形状管理状況について現場確認を行う。</p> <p>第74条（変更なし）</p> <p>（核燃料物質等の加熱に伴う安全対策）</p> <p>第74条の2 燃料試験課長は、<u>AGFにおいて核燃料物質（1F燃料デブリを含む。）の試料調製及び分析試料の蒸発乾固処理において溶液を加熱するときは、加熱作業においては人による常時監視及び万一の火災に備えた消火剤の配置を行い安全を確保する。汚染物試料の溶液を加熱するときは、核燃料物質と同様に人による常時監視及び万一の火災に備えた消火剤の配置を行い安全を確保する。</u></p> <p><u>2 集合体試験課長は、FMFにおいて核燃料物質（1F燃料デブリを含む。）の試料調製及び分析試料の蒸発乾固処理において溶液を加熱するときは、加熱作業においては人による常時監視及び万一の火災に備えた消火剤の配置を行い安全を確保する。汚染物試料の溶液を加熱するときは、核燃料物質と同様に人による常時監視及び万一の火災に備えた消火剤の配置を行い安全を確保する。</u></p> <p>（核燃料物質等の保管）</p> <p>第75条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質を保管する場合は、貯蔵施設において、これを行い、次の各号に掲げる管理を行う。<u>また、AGF及びFMFの施設管理者は、汚染物試料を保管する場合は、貯蔵施設において行う。</u></p> <p>(1) 貯蔵施設の目につきやすい場所に、核燃料物質の保管上の注意事項を掲示する。</p> <p>(2) 貯蔵施設に施錠する。ただし、セル内の貯蔵施設については、セルの扉に施錠する。</p> <p>2 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、第3条の3に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づき核燃料物質の貯蔵の記録（使用履歴を含む。）を作成し、管理する。<u>また、AGF及びFMFの施設管理者は、汚染物試料について貯蔵の記録（使用履歴を含む。）を作成し、管理する。</u></p> <p>3 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、第3条の3に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づき核燃料物質を貯蔵した容器の定期点検を行う。<u>また、AGF及びFMFの施設管理者は、汚染物試料を貯蔵した容器の定期点検を行う。</u></p> <p>（汚染された物品の保管）</p> <p>第76条 管理区域内において核燃料物質によって汚染された物<u>（汚染物試料を除く。）</u>を保管する者は、当該物品をあらかじめ施設管理者が指定する場所において保管するとともに、物品名、担当課長名等を表示する。</p> <p>第77条 ～ 第82条（変更なし）</p>	<p>汚染物試料の臨界管理に係る記載の追加</p> <p>記載の適正化 核燃料物質及び汚染物試料の加熱に伴う安全対策に係る記載の追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>汚染物試料の保管に係る記載の追加（以下、同じ。）</p> <p>汚染物試料を除く記載の追加</p>

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
附 則	附 則	

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線は変更部分、二重下線は補正部分）

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。ただし、変更後の第54条、第56条、第57条、別表第1、別表第36の（1）、別表第41については、使用前確認証の交付を受けた日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>附則の追記</p>

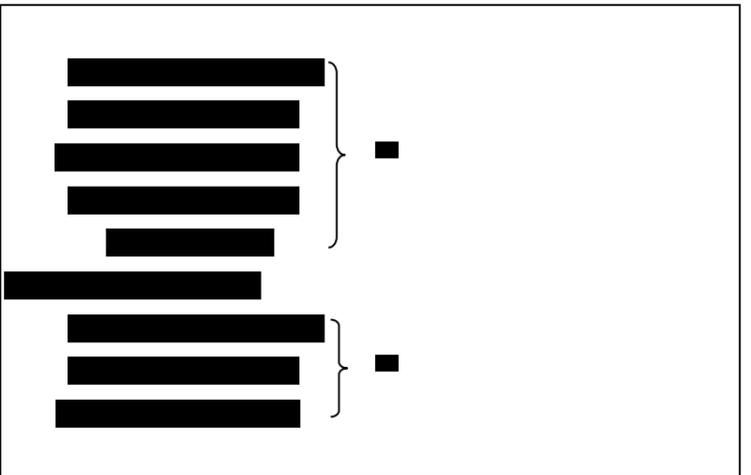
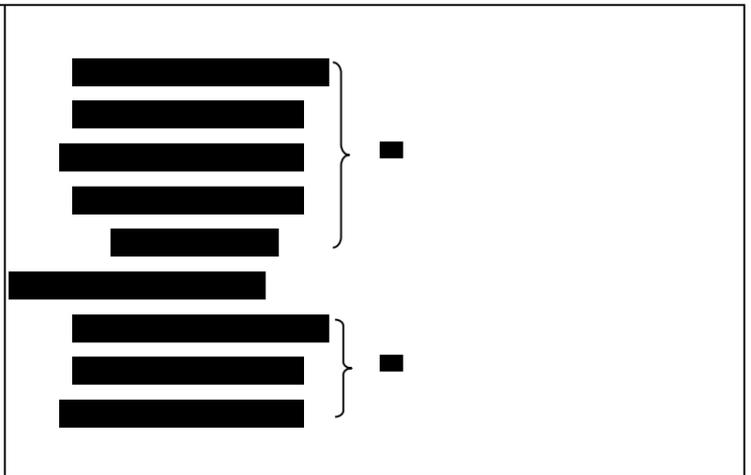
変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
別 表	別 表	

変更前（現行）					変更後（補正後）					備考	
別表第1 対象使用施設等（第2条、第5条）					別表第1 対象使用施設等（第2条、第5条）						
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	備考	
使用施設等	設備区分		放射線管理用機器		使用施設等	設備区分		放射線管理用機器			使用が終了した設備に係る記載の削除
	主要設備等	付帯設備	施設内管理用	施設外管理用		主要設備等	付帯設備	施設内管理用	施設外管理用		
(1) 照射燃料試験施設（以下「AGF」という。）	(1) セル等 (2) フード (3) 廃液設備 (4) 廃液処理装置 (5) その他付帯設備以外の設備	(1) 換気設備 (2) 電源設備 (3) 非常用電源設備	別表第20に掲げる放射線管理用機器	別表第17に掲げる放射線管理用機器	(1) 照射燃料試験施設（以下「AGF」という。）	(1) セル等 (2) フード (3) 廃液設備 (4) その他付帯設備以外の設備	(1) 換気設備 (2) 電源設備 (3) 非常用電源設備	別表第20に掲げる放射線管理用機器	別表第17に掲げる放射線管理用機器		
(2) 照射燃料集合体試験施設（以下「FMF」という。）	(1) セル等 (2) フード (3) 廃液設備 (4) その他付帯設備以外の設備		別表第23に掲げる放射線管理用機器		(2) 照射燃料集合体試験施設（以下「FMF」という。）	(1) セル等 (2) フード (3) 廃液設備 (4) その他付帯設備以外の設備		別表第23に掲げる放射線管理用機器			
(3) 固体廃棄物前処理施設（以下「WDF」という。）	(1) セル等 (2) フード (3) 廃液処理装置 (4) その他付帯設備以外の設備		別表第24に掲げる放射線管理用機器		(3) 固体廃棄物前処理施設（以下「WDF」という。）	(1) セル等 (2) フード (3) 廃液処理装置 (4) その他付帯設備以外の設備		別表第24に掲げる放射線管理用機器			
(4) 廃棄物処理建家（以下「JWTF」という。）	(1) セル等 (2) フード (3) 廃棄物処理設備 (4) その他付帯設備以外の設備		別表第25に掲げる放射線管理用機器		(4) 廃棄物処理建家（以下「JWTF」という。）	(1) セル等 (2) フード (3) 廃棄物処理設備 (4) その他付帯設備以外の設備		別表第25に掲げる放射線管理用機器			
(5) 照射装置組立検査施設（以下「IRAF」という。）	(1) 廃液設備 (2) その他付帯設備以外の設備		別表第26に掲げる放射線管理用機器		(5) 照射装置組立検査施設（以下「IRAF」という。）	(1) 廃液設備 (2) その他付帯設備以外の設備		別表第26に掲げる放射線管理用機器			
別表第2 ～ 別表第35（省略）					別表第2 ～ 別表第35（変更なし）						

変更前（現行）			変更後（補正後）			備考
別表第36 負圧及び負圧警報設定値（第67条、第70条） (1) AGF			別表第36 負圧及び負圧警報設定値（第67条、第70条） (1) AGF			
設備名等	負圧設定値	負圧警報設定値	設備名等	負圧設定値	負圧警報設定値	
ローディングセルボックス、No. 1-2ボックス、No. 3-1ボックス、No. 3-2ボックス、L-1ボックス、L-2ボックス、No. 4ボックス、No. 5ボックス、No. 6ボックス、No. 7ボックス、No. 2セル* *No. 2セルはセルサービスエリア間	250Pa以上 (25mmH ₂ O以上) (ボックスサービスエリア間) *No. 2セルはセルサービスエリア間	50Pa (5mmH ₂ O) (ボックスセル間) *No. 2セルはセルサービスエリア間	ローディングセルボックス、No. 1-2ボックス、No. 3-1ボックス、No. 3-2ボックス、L-1ボックス、L-2ボックス、No. 4ボックス、No. 5ボックス、No. 6ボックス、No. 7ボックス、No. 2セル* *No. 2セルはセルサービスエリア間	250Pa以上 (25mmH ₂ O以上) (ボックスサービスエリア間) *No. 2セルはセルサービスエリア間	50Pa (5mmH ₂ O) (ボックスセル間) *No. 2セルはセルサービスエリア間	
No. 12ボックス、No. 13ボックス、No. 14ボックス、No. 15ボックス、No. 16ボックス、No. 17ボックス、No. 18ボックス	250Pa以上 (25mmH ₂ O以上) (ボックス第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (ボックス第2操作室間)	No. 13ボックス、No. 14ボックス、No. 15ボックス、No. 16ボックス、No. 17ボックス、No. 18ボックス	250Pa以上 (25mmH ₂ O以上) (ボックス第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (ボックス第2操作室間)	
ローディングセル、No. 1-1セル、No. 1-2セル、No. 3-1セル、No. 3-2セル、L-1セル、L-2セル、No. 4セル、No. 5セル、No. 6セル、No. 7セル	50Pa以上 (5mmH ₂ O以上) (セルサービスエリア間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルサービスエリア間)	ローディングセル、No. 1-1セル、No. 1-2セル、No. 3-1セル、No. 3-2セル、L-1セル、L-2セル、No. 4セル、No. 5セル、No. 6セル、No. 7セル	50Pa以上 (5mmH ₂ O以上) (セルサービスエリア間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルサービスエリア間)	
No. 8セル、No. 9セル	150Pa以上 (15mmH ₂ O以上) (セルサービスエリア間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルサービスエリア間)	No. 8セル、No. 9セル	150Pa以上 (15mmH ₂ O以上) (セルサービスエリア間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルサービスエリア間)	
No. 13セル、No. 14セル、No. 15セル、No. 16セル、No. 17セル、No. 18セル、維持管理設備（No. 11セル、No. 12セル）	50Pa以上 (5mmH ₂ O以上) (セル第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セル第2操作室間)	No. 13セル、No. 14セル、No. 15セル、No. 16セル、No. 17セル、No. 18セル、維持管理設備（No. 11セル、No. 12セル）	50Pa以上 (5mmH ₂ O以上) (セル第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セル第2操作室間)	
No. 4グローブボックス、No. 5グローブボックス、No. 6グローブボックス、No. 7グローブボックス、No. 8グローブボックス、No. 10グローブボックス、No. 11グローブボックス、No. 12グローブボックス、No. 13グローブボックス、No. 14グローブボックス、No. 15グローブボックス、No. 16グローブボックス、No. 17グローブボックス、No. 18グローブボックス、化学ボックス、質量分析用グローブボックス、ガス分析用グローブボックス	200Pa以上 (20mmH ₂ O以上) (グローブボックス設置室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (グローブボックス設置室間)	No. 4グローブボックス、No. 5グローブボックス、No. 6グローブボックス、No. 7グローブボックス、No. 8グローブボックス、No. 10グローブボックス、No. 12グローブボックス、No. 13グローブボックス、No. 14グローブボックス、No. 15グローブボックス、No. 17グローブボックス、No. 18グローブボックス、化学ボックス、質量分析用グローブボックス、ガス分析用グローブボックス	200Pa以上 (20mmH ₂ O以上) (グローブボックス設置室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (グローブボックス設置室間)	
コンベア気密トンネル	250Pa以上 (25mmH ₂ O以上)	50Pa (5mm ₂ O)	コンベア気密トンネル	250Pa以上 (25mmH ₂ O以上)	50Pa (5mm ₂ O)	

変更前（現行）			変更後（補正後）			備考
	(コンベア気密トンネル ーサービスエリア間)	(コンベア気密トンネルーサ ービスエリア間)		(コンベア気密トンネル ーサービスエリア間)	(コンベア気密トンネルーサ ービスエリア間)	
注；負圧設定値の「以上」は負圧の深い側を意味する			注；負圧設定値の「以上」は負圧の深い側を意味する			汚染物試料を既 許可の年間予定 使用量の範囲内 において取り扱 う旨を追記
(2) FMF (省略)			(2) FMF (変更なし)			
(3) WDF (省略)			(3) WDF (変更なし)			
(4) JWTF (省略)			(4) JWTF (変更なし)			
別表第37 ～ 別表第38 (省略)			別表第37 ～ 別表第38 (変更なし)			
別表第39 年間予定使用量（第72条）			別表第39 年間予定使用量（第72条）			
(1) AGF			(1) AGF			
核燃料物質の種類	年間予定使用量* ²		核燃料物質の種類	年間予定使用量* ² 、* ³		
	最大存在量	延べ取扱量		最大存在量	延べ取扱量	
(1) 天然ウラン及びその化合物	45kg-U	45kg-U	(1) 天然ウラン及びその化合物	45kg-U	45kg-U	
(2) 劣化ウラン及びその化合物	10kg-U	10kg-U	(2) 劣化ウラン及びその化合物	10kg-U	10kg-U	
(3) 濃縮ウラン及びその化合物	濃縮度 20%未満	60kg-U	(3) 濃縮ウラン及びその化合物	濃縮度 20%未満	60kg-U	
	濃縮度 20%以上	10kg-U		濃縮度 20%以上	10kg-U	
(4) プルトニウム及びその化合物	5kg-Pu	5kg-Pu	(4) プルトニウム及びその化合物	5kg-Pu	5kg-Pu	
(5) ウラン-233及びその化合物	10kg-U	10kg-U	(5) ウラン-233及びその化合物	10kg-U	10kg-U	
(6) トリウム及びその化合物	5kg-Th	5kg-Th	(6) トリウム及びその化合物	5kg-Th	5kg-Th	
(7) 上記物質(3)及び(4)を含む物質*	75kg-U・Pu	75kg-U・Pu	(7) 上記物質(3)及び(4)を含む物質* ¹	75kg-U・Pu	75kg-U・Pu	
*1：(7)は、(3)及び(4)の内枠の合算値である。			*1：(7)は、(3)及び(4)の内枠の合算値である。			
*2：1F燃料デブリに関する年間予定使用量を含む。1F燃料デブリに関する年間予定使用量の詳細については別表第39.1(1)参照。 なお、1F燃料デブリに関する年間予定使用量については、別表第39.1(1)で示した年間予定使用量の範囲内において取り扱うこととする。			*2：1F燃料デブリに関する年間予定使用量を含む。1F燃料デブリに関する年間予定使用量の詳細については別表第39.1(1)参照。 なお、1F燃料デブリに関する年間予定使用量については、別表第39.1(1)で示した年間予定使用量の範囲内において取り扱うこととする。			
			*3：核燃料物質及び汚染物試料に関する年間予定使用量を含む。			
(2) FMF			(2) FMF			
核燃料物質の種類	年間予定使用量* ⁶		核燃料物質の種類	年間予定使用量* ⁶ 、* ⁷		
	最大存在量	延べ取扱量		最大存在量	延べ取扱量	
(1) 天然ウラン及びその化合物	1kg-U	1kg-U	(1) 天然ウラン及びその化合物	1kg-U	1kg-U	
(2) 劣化ウラン及びその化合物	500kg-U* ¹	500kg-U* ¹	(2) 劣化ウラン及びその化合物	500kg-U* ¹	500kg-U* ¹	
(3) 濃縮ウラン及びその化合物	濃縮度 20%未満	60kg-U* ²	(3) 濃縮ウラン及びその化合物	濃縮度 20%未満	60kg-U* ²	
	濃縮度 20%以上	17kg-U* ³		濃縮度 20%以上	17kg-U* ³	
(4) プルトニウム及びその化合物	86kg-Pu* ⁴	86kg-Pu* ⁴	(4) プルトニウム及びその化合物	86kg-Pu* ⁴	86kg-Pu* ⁴	
(5) 上記物質(3)及び(4)を含む物質* ⁵	163kg-Pu・	163kg-Pu・U	(5) 上記物質(3)及び(4)を含む物質* ⁵	163kg-Pu・	163kg-Pu・U	
			汚染物試料を既 許可の年間予定 使用量の範囲内 において取り扱 う旨を追記（以 下、同じ。）			

変更前（現行）		変更後（補正後）		備考
	38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (自由取扱ピンの場合) 1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して) 3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して) 830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して) 1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して) 3,390 - プルトニウム(「もんじゅ」外側炉心ピンに対して) 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、除染セル全体での取扱制限量は以下の量とする) 9,000 - プルトニウム 18,700 - 濃縮ウラン 75,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム		38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (自由取扱ピンの場合) 1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して) 3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して) 830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して) 1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して) 3,390 - プルトニウム(「もんじゅ」外側炉心ピンに対して) 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、除染セル全体での取扱制限量は以下の量とする) 9,000 - プルトニウム 18,700 - 濃縮ウラン 75,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	
クリーンセル 各ワークステーション	(燃料集合体又はピンを100mmφ以下の容器で取扱う場合) *2 4,500 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (自由取扱ピンの場合) 1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して) 3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して) 830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して) 1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して) 3,390 - プルトニウム(「もんじゅ」外側炉心ピンに対して) 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、クリーンセル全体での取扱制限量は以下の量とする) 9,000 - プルトニウム 18,700 - 濃縮ウラン 75,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	クリーンセル 各ワークステーション	(燃料集合体又はピンを100mmφ以下の容器で取扱う場合) *2 4,500 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (自由取扱ピンの場合) 1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して) 3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して) 830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して) 1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して) 3,390 - プルトニウム(「もんじゅ」外側炉心ピンに対して) 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、クリーンセル全体での取扱制限量は以下の量とする) 9,000 - プルトニウム 18,700 - 濃縮ウラン 75,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	

変更前（現行）		変更後（補正後）	変更後（補正後）	備考
				
<p>第2除染セル</p> <p>各ワークステーション</p>	<p>(燃料集合体の場合) *2</p> <p>30,040 - プルトニウム</p> <p>9,350 - 濃縮ウラン</p> <p>256,000 - 劣化ウラン</p> <p>1,000 - 天然ウラン</p> <p>50 - トリウム</p> <p>(ピンを100mmφ以下の容器で取扱う場合) *2</p> <p>4,500 - プルトニウム</p> <p>4,730 - 濃縮ウラン</p> <p>38,000 - 劣化ウラン</p> <p>1,000 - 天然ウラン</p> <p>50 - トリウム</p> <p>(自由取扱ピンの場合)</p> <p>1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して)</p> <p>3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して)</p> <p>830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して)</p> <p>1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して)</p> <p>3,390 - プルトニウム(「もんじゅ」外側炉心ピンに対して)</p> <p>74,000 - 劣化ウラン</p> <p>1,000 - 天然ウラン</p> <p>50 - トリウム</p> <p>(但し、第2除染セル全体での取扱制限量は以下の量とする)</p> <p>31,320 - プルトニウム</p> <p>9,350 - 濃縮ウラン</p> <p>259,000 - 劣化ウラン</p> <p>1,000 - 天然ウラン</p> <p>50 - トリウム</p>	<p>第2除染セル</p> <p>各ワークステーション</p>	<p>(燃料集合体の場合) *2</p> <p>30,040 - プルトニウム</p> <p>9,350 - 濃縮ウラン</p> <p>256,000 - 劣化ウラン</p> <p>1,000 - 天然ウラン</p> <p>50 - トリウム</p> <p>(ピンを100mmφ以下の容器で取扱う場合) *2</p> <p>4,500 - プルトニウム</p> <p>4,730 - 濃縮ウラン</p> <p>38,000 - 劣化ウラン</p> <p>1,000 - 天然ウラン</p> <p>50 - トリウム</p> <p>(自由取扱ピンの場合)</p> <p>1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して)</p> <p>3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して)</p> <p>830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して)</p> <p>1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して)</p> <p>3,390 - プルトニウム(「もんじゅ」外側炉心ピンに対して)</p> <p>74,000 - 劣化ウラン</p> <p>1,000 - 天然ウラン</p> <p>50 - トリウム</p> <p>(但し、第2除染セル全体での取扱制限量は以下の量とする)</p> <p>31,320 - プルトニウム</p> <p>9,350 - 濃縮ウラン</p> <p>259,000 - 劣化ウラン</p> <p>1,000 - 天然ウラン</p> <p>50 - トリウム</p>	

変更前（現行）		変更後（補正後）		備考
CT検査室	8,940 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 74,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	8,940 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 74,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	*1	汚染物試料を既許可の核燃料物質取扱制限量の範囲内において取り扱う旨を追記 記載の適正化（以下、同じ。） 使用が終了した設備に係る記載の削除
*1：乾燥系に限る。 *2：形状管理による条件。 注；AGFのキャスクを使用する場合は、当該キャスクの制限量に従う。 (3) IRAF（省略） 別表第41 巡視（第65条、第77条）		*1：乾燥系に限る。 *2：形状管理による条件。 *3： <u>制限量の管理は核燃料物質及び汚染物試料を対象とする。</u> 注；AGFのキャスクを使用する場合は、当該キャスクの制限量に従う。 (3) IRAF（変更なし） 別表第41 巡視（第65条、第77条）		
設備区分	巡視項目	設備区分	巡視項目	
セル等*1 フード*1	イ 差圧（フードにあつては吸引状態）*7 ロ セルのγ線の線量当量率 ハ <u>セルしゃへい扉のインターロック表示確認</u> ニ セル内温度モニタ*2*7の指示温度	セル等*1 フード*1	イ 差圧（フードにあつては吸引状態）*7 ロ セルのγ線の線量当量率 ハ <u>セル遮蔽扉のインターロック表示確認</u> ニ セル内温度モニタ*2*7の指示温度	
廃棄物処理設備*3 廃液設備 廃液処理装置*4	外観点検	廃棄物処理設備*3 廃液設備 廃液処理装置*4	外観点検	
電源設備	イ 電流 ロ 電圧	電源設備	イ 電流 ロ 電圧	
無停電電源設備*5	電圧	無停電電源設備*5	電圧	
換気設備*6	フィルタ差圧	換気設備*6	フィルタ差圧	
*1：AGF、FMF、WDF及びJWTF設備 *2：AGF設備及びWDF設備 *3：JWTF設備 *4：AGF設備及びWDF設備 *5：AGF、FMF、WDF及びIRAF設備 *6：管理区域内部の負圧維持のための排気設備に限る *7：AGFの維持管理設備を含む		*1：AGF、FMF、WDF及びJWTF設備 *2：AGF設備及びWDF設備 *3：JWTF設備 *4：WDF設備 *5：AGF、FMF、WDF及びIRAF設備 *6：管理区域内部の負圧維持のための排気設備に限る *7：AGFの維持管理設備を含む		
別表第42 ～ 別表第43（省略）		別表第42 ～ 別表第43（変更なし）		

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
別 図	別 図	

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線は変更部分、二重下線は補正部分）

変更前（現行）	変更後（補正後）	備考
別図第1 ～ 別図第11（省略）	別図第1 ～ 別図第11（変更なし）	